

本格的議論のための 肉用牛・食肉関係の課題

【参考資料】

平成26年8月
農林水産省

飼養動向：肉用牛

- ・ 飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向で推移し、26年は6.2%の減少。
- ・ 飼養頭数は、18年以降、緩やかに増加傾向であったが、22年以降減少に転じ、26年は2.8%減少。
- ・ 飼養戸数、飼養頭数とも減少しているものの、肥育牛を中心に一戸当たり飼養頭数は増加傾向。

○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

区 分 / 年		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
肉用牛	戸数(千戸)	89.6	85.6	82.3	80.4	77.3	74.4	69.6	65.2	61.3	57.5
	(対前年増減率)	(▲4.6)	(▲4.5)	(▲3.9)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.8)	(▲6.5)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)
	頭数(千頭)	2,747	2,755	2,806	2,890	2,923	2,892	2,763	2,723	2,642	2,567
	(対前年増減率)	(▲1.5)	(0.3)	(1.9)	(3.0)	(1.1)	(▲1.1)	(▲4.5)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲2.8)
	1戸当たり(頭)	30.7	32.2	34.1	35.9	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6
うち 子取用 めす牛	戸数(千戸)	76.2	73.4	71.1	69.7	66.6	63.9	59.1	56.1	53.0	50.0
	頭数(千頭)	623	622	636	667	682	684	668	642	618	595
	1戸当たり(頭)	8.2	8.5	8.9	9.6	10.2	10.7	11.3	11.4	11.7	11.9
うち 肥育牛	戸数(千戸)	20.4	17.7	16.7	16.5	16.8	15.9	15.2	14.3	13.5	13.1
	頭数(千頭)	1,765	1,768	1,801	1,837	1,842	1,812	1,718	1,702	1,663	1,623
	1戸当たり(頭)	86.5	99.9	107.9	111.3	109.6	114.0	113.0	119.0	123.2	123.9

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

注1：子取用めす牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

注2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

飼養動向：乳用牛

- ・飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移しており、26年は4.1%の減少。飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・一戸当たり経産牛飼養頭数は増加傾向で推移。
- ・経産牛一頭当たり乳量は毎年増加傾向で推移。22～23年度にかけては22年の猛暑の影響等により減少したが、24年度は再び増加に転じた。

○乳用牛飼養戸数・頭数等の推移

区分 / 年		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
乳用牛飼養戸数(千戸)		27.7 (▲3.8)	26.6 (▲4.0)	25.4 (▲4.5)	24.4 (▲3.9)	23.1 (▲5.3)	21.9 (▲5.2)	21.0 (▲4.1)	20.1 (▲4.3)	19.4 (▲3.5)	18.6 (▲4.1)
	うち成畜50頭以上層(千戸)	8.0	7.7	7.6	7.6	7.8	7.3	7.1	7.0	6.9	6.8
	戸数シェア(%)	(29.2)	(29.3)	(30.4)	(31.4)	(34.1)	(33.7)	(34.1)	(34.9)	(35.9)	(37.3)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,655 (▲2.1)	1,636 (▲1.1)	1,592 (▲2.7)	1,533 (▲3.7)	1,500 (▲2.2)	1,484 (▲1.1)	1,467 (▲1.1)	1,449 (▲1.2)	1,423 (▲1.8)	1,395 (▲2.0)
	うち成畜50頭以上層(千頭)	991	980	971	961	986	983	987	980	944	948
	頭数シェア(%)	(60.8)	(60.8)	(61.9)	(63.8)	(66.7)	(67.3)	(68.5)	(68.9)	(67.8)	(69.7)
	うち 経産牛頭数	1,055	1,046	1,011	998	985	964	933	943	923	893
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	38.1	39.3	39.8	40.9	42.6	44.0	44.4	46.9	47.6	48.0
	北海道	55.3	57.2	56.8	59.5	62.4	63.6	63.9	68.1	68.1	68.2
	都府県	30.2	30.8	31.5	31.7	32.5	33.2	33.6	34.9	35.9	36.2
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	7,894	7,867	7,988	8,011	8,088	8,047	8,034	8,153	8,198	-
	北海道	7,931	7,849	8,032	8,046	8,027	8,046	7,988	8,017	8,056	-

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注：各年とも2月1日現在の数値である。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値である。

肉用牛の種類

- ・ 肉用牛には3種の区分があり、それぞれ「肉専用種(和牛)」「乳用種(国産若牛)」「交雑種(F1)」と呼ばれている。
- ・ 「肉専用種」はそもそも牛肉を生産する目的で飼養されているもの。「乳用種」は酪農経営の副産物である雄牛を肉向けに肥育したもの。「交雑種」は乳用牛の雌に肉専用種の雄を掛け合わせ、肉質の向上を図ったもの。

肉専用種

和牛(4品種)

○黒毛和種

我が国和牛の主要品種。肉質、特に脂肪交雑(いわゆる「サシ」)の点で非常に優れており、「霜降り高級牛肉」を生産。肉専用種の飼養頭数のうち、約95%がこの品種。



○無角和種

被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。肉質の面では脂肪交雑や肉のきめなどが黒毛和種より劣る。



○日本短角種

脂肪交雑はやや劣るが、体格が良く、放牧適性が高く粗飼料で効率的に赤身肉を生産。岩手県が主産県。



○褐毛和種

肉質の点では黒毛和種に次ぐ。耐暑性に優れ、粗飼料利用性が高い。熊本県が主産県。

写真:(社)全国肉用牛振興基金協会HPより

この他、外国種(アングス、ヘレフォードなど)も

乳用種(国産若牛)

○ホルスタイン種(♂)

酪農経営の副産物である雄牛を去勢(きよせい)し、肥育する。肉質の点で輸入牛肉と競合。



この他「ジャージー種」なども

※「乳用種」「交雑種」の初生牛(ヌレ子:子供の牛)は酪農経営で生産される。

交雑種(F1)

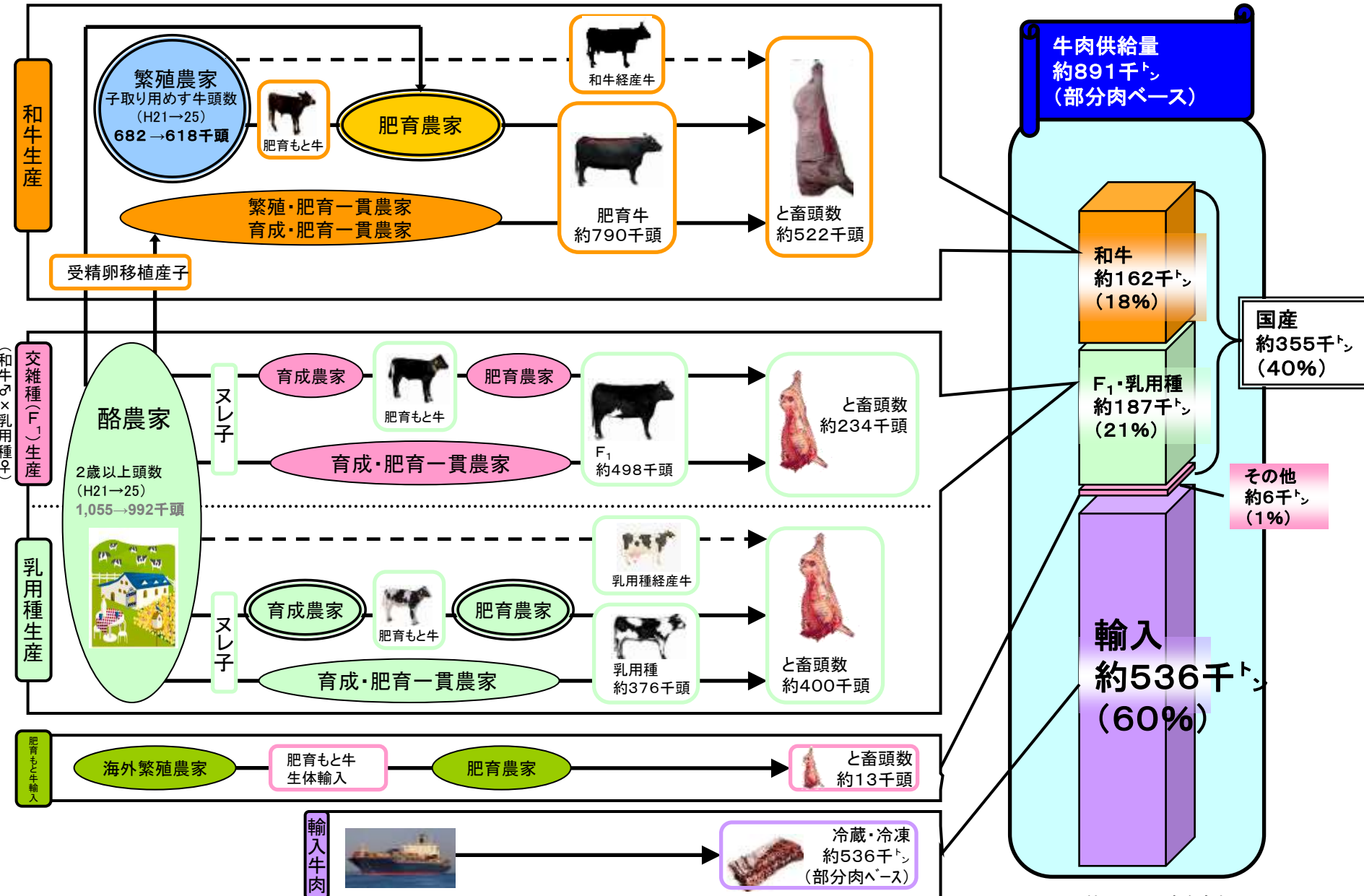
○黒毛和種(♂)×ホルスタイン種(♀)

乳用種の雌牛に肉専用種の雄牛を交配し、肉質の向上を図ったもの。



写真提供:(社)全国肉用牛振興基金協会
乳用種は(公社)中央畜産会

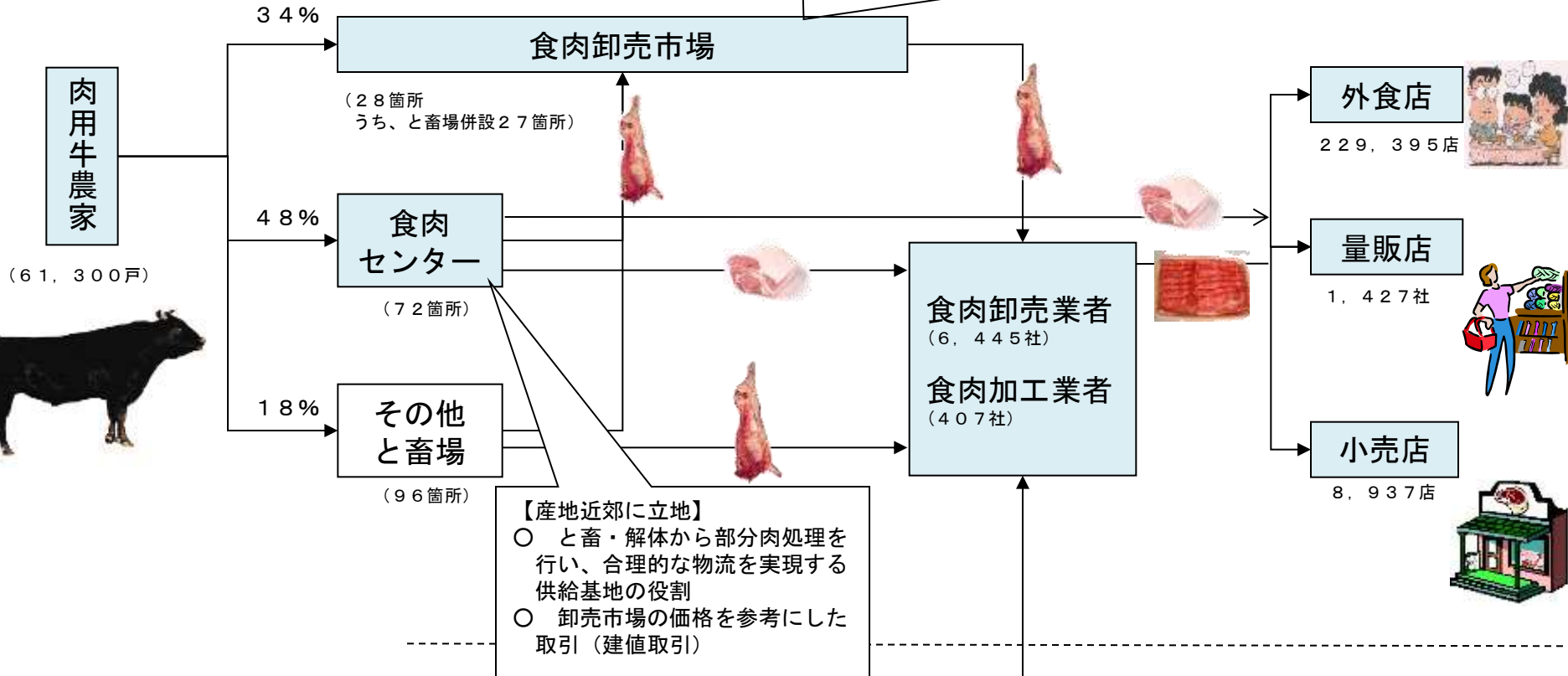
肉用牛の生産構造(平成25年度)



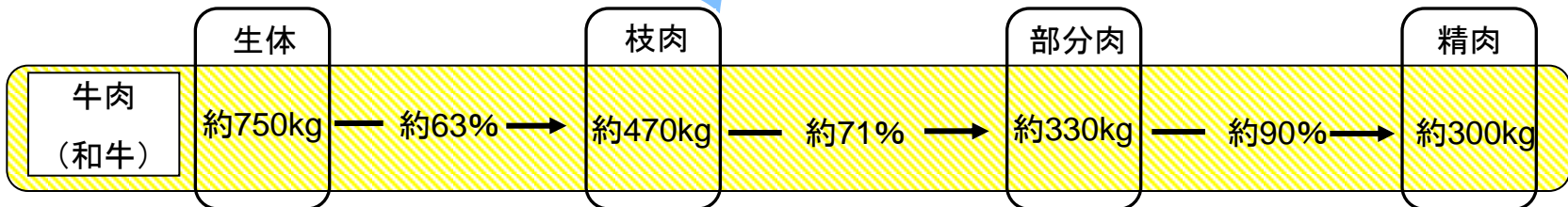
牛肉の流通

【消費地近郊に立地】

- 消費地における集分荷・物流機能（豊富な品揃え、迅速・確実な集分荷、決済）
- 多数の購買者が価格をセリ合い一番高い価格をつけた者が買い受ける「セリ売」により枝肉卸売価格を形成（→建値形成の機能）



【参考:食肉(牛肉)の歩留まり】



牛肉の格付けの仕組みについて

- ① 格付けは、「枝肉」(図-1)の状態、「歩留等級(A~C、表-1)」と「肉質等級(5~1、表-2)」を組み合わせた15段階(表-3)で格付け。
- ② 「肉質等級」は4項目について判定し、その項目別等級のうち、最も低い等級に決定(表-2)して格付け。

表-1 歩留等級区分

等級	歩留基準値	歩留
A	72以上	部分肉歩留が標準より良いもの
B	69以上72未満	部分肉歩留の標準のもの
C	69未満	部分肉歩留が標準より劣るもの

表-3 格付け規格の表示区分

歩留等級	高 ← 肉質等級 → 低				
	5	4	3	2	1
A	A5	A4	A3	A2	A1
B	B5	B4	B3	B2	B1
C	C5	C4	C3	C2	C1

表-2 肉質等級判定

肉質等級	(例) 3
脂肪交雑	4
肉の色沢	4
肉の締まり及びきめ	3
脂肪の色沢と質	4



図-1 枝肉



図-2 3等級の枝肉

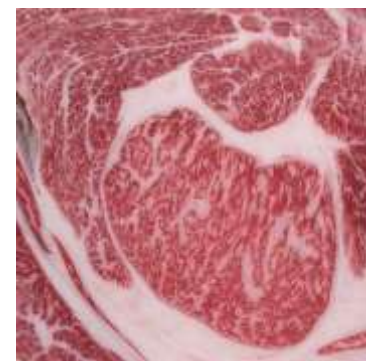


図-3 5等級の枝肉

畜産関連の主な対策について①(平成26年度)

○は、平成26年度当初予算
()内は、平成25年度当初予算額
●は、平成25年度補正予算

1. 経営安定対策 (所要額)1,772(1,770)億円

○酪農経営安定のための支援

- ・加工原料乳生産者補給金(加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金の対象にする) (所要額)311(227)億円
補給金単価の引上げ(単価 12.55円/kg→12.80円/kg、交付対象数量 181万ト→180万ト)
チーズ向け補給金単価の引上げ(単価 15.1円/kg→15.41円/kg、交付対象数量 25年度見込み47万ト→52万ト)
- ・加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
- ・国産乳製品供給安定対策事業(チーズ向け生乳供給安定対策事業から分離) 6(88)億円
- ・持続的酪農経営支援事業 62(62)億円

○肉用牛繁殖経営安定のための支援

- ・肉用子牛生産者補給金 (所要額)213(213)億円
保証基準価格等の引上げ(保証基準価格 黒毛 32万円→32.9万円、乳用 12.2万円→12.8万円 等)
- ・肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額)159(159)億円
発動基準の引上げ(黒毛 41万円→42万円 等)

○肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業 (所要額) 869(869)億円

○養豚経営安定対策事業 (所要額)100(100)億円

○鶏卵生産者経営安定対策事業 52(52)億円

鶏卵の補填基準価格等の引上げ(補填基準価格 186円/kg→187円/kg)

2. 畜産振興対策

○高収益型畜産体制構築事業【新規】 0.7億円

畜産農家をはじめ、地域に存在する各種支援組織(コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等)や関連産業等の関係者(乳業、食肉センター等)の有機的な連携・結集による収益力向上のための取組を支援

●畜産収益力向上緊急支援リース事業 70億円

畜産経営における飼料自給率や生産性の向上等に必要な機械のリース方式による導入を支援

○多様な畜産・酪農推進事業 6(6)億円

多様な畜産・酪農の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の遺伝的能力評価に基づく家畜改良増殖や特色ある家畜の活用、個体識別情報を活用した飼養管理の効率化等を支援

○国産牛乳製品需要・消費拡大対策 9(9)億円

条件不利地域への学校給食用牛乳の供給支援により安定的な生乳需要を確保するとともに、国産生乳を用いた牛乳・乳製品の供給支援により学校給食等における生乳の利用を拡大。さらに、国産牛乳・乳製品の輸出に係る試行的取組等を支援

畜産関連の主な対策について②(平成26年度)

○は、平成26年度当初予算
()内は、平成25年度当初予算額
●は、平成25年度補正予算

3. 飼料対策

○飼料穀物備蓄対策事業 16(16)億円

不測の事態にあっても畜産農家に配合飼料を安定的に供給できるよう、配合飼料の主原料である飼料穀物の備蓄を実施

○飼料増産総合対策事業 14(15)億円

草地改良、優良飼料作物種子の活用、配合飼料給与量を低減させる粗飼料生産・給与技術の実証、公共牧場の機能強化、コントラクターの育成、青刈りとうもろこし等の生産拡大、食品残さ等利用飼料(エコフィード)の生産拡大等を支援

●配合飼料価格安定制度の異常補填基金への積増し 100億円

民間の自主的な積立による通常補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がり際に際し、生産者に異常補填金を確実に交付するため、異常補填基金に所要額の積増しを実施

●配合飼料価格高騰対応業務出資金 10億円

畜産農家に対する農林漁業セーフティネット資金の無担保・無保証人化枠を拡大するため、株式会社日本政策金融公庫に出資を実施

4. 畜産物価格関連対策

○酪農生産基盤維持緊急支援事業【新規】 10億円

都府県の酪農生産基盤の維持・回復を図るため、後継者確保や繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上、高能力雌牛の導入をはじめとした地域

における酪農経営の体質強化や多角化等への取組を支援

○加工原料乳供給安定緊急特別対策事業【新規:1年限り】 4億円

飼養管理の改善のための酪農家の自己点検・指導等に取り組む指定生乳生産者団体に対し、脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳出荷数量に応じた交付金(0.20円/kg)を平成26年度に限り交付

○酪農経営安定対策補完事業【拡充】 13億円

・新規就農者や酪農後継者育成の場としてのヘルパー人材の確保・育成への取組、傷病時利用の条件への「育児サポート」の追加や酪農ヘル

パー利用組合の強化を推進

・生産寿命・繁殖成績向上のための遺伝子情報の活用や、乳用雌牛への肉専用種受精卵の移植など収益の向上に資する取組を支援

○肉用牛経営安定対策補完事業【拡充】 34億円

①繁殖経営への新規参入、繁殖雌牛の増頭の取組等、②地方特定品種の生産や離島等における肉用子牛の集出荷等、③肉用子牛等の預託の

取組等を支援

○食肉流通改善合理化支援事業【拡充】 33億円

食肉流通の合理化に対する支援に加え、国産食肉の新需要の創出、生食用牛肉の需要回復等のための取組を支援

畜産関連の主な対策について③(平成26年度)

- 養豚経営安定対策補完事業【新規】 1億円
各地域における生産能力向上に必要な純粋種豚等の導入を支援
- 畜産特別資金融通事業 融資枠 500億円
負債の償還に支障を来している経営等に対し、低利での借換資金の融通等を支援
- 畜産動産担保融資活用推進事業【新規】 0.46億円
資金調達が多様化を図るため、動産担保融資(ABL)方式による資金調達の活用推進に資する取組を支援
- 国産畜産物安心確保等支援事業【拡充】 5億円
家畜個体識別システムの円滑な運用確保、家畜疾病発生時における対応、自然災害等の緊急時における原料乳輸送等への対応等を支援
- 飼料自給力強化支援事業(平成24年度補正予算で措置した事業の実施期間延長・抜本見直し) 127億円
国産粗飼料の生産・流通等の機能強化を通じ、国産粗飼料の利用拡大を図る取組を支援
- 生乳需要基盤強化対策事業(平成24年度補正予算で措置した事業の実施期間延長・運用改善) 14億円
牛乳乳製品の価値向上、生産者等が製造する乳製品の高品質化、酪農への理解醸成等による国産牛乳乳製品の需要創出・消費拡大を支援

○は、平成26年度当初予算
()内は、平成25年度当初予算額
●は、平成25年度補正予算

5. その他の対策

- 強い農業づくり交付金 234(244)億円の内数
- 強い農業づくり交付金 111億円の内数
 - ・国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備、畜産・酪農の経営資源の有効活用や乳業等の再編・合理化の取組等を支援
 - ・畜産物の輸出に向けた体制整備等を支援する優先枠を創設
- 産地活性化総合対策事業 29(23)億円
新規就農や経営資源の有効活用に必要な機械等のリース導入、飼料生産拠点の育成や放牧の取組等を支援。また、生産者、実需者、普及指導員等が連携して新品種・新技術を活用し、「強み」のある新たな産地形成を行う取組等を支援
- 農業農村整備事業(公共) 2,689(2,627)億円の内数(農村振興局計上)
農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を支援
- 農山漁村地域整備交付金(公共) 1,122(1,128)億円の内数(農村振興局計上)
地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災、減災対策を支援

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○新スーパーS資金

経営改善計画及び総合化事業計画(六次産業化法)の達成に必要な運転資金を融通。

- ・対象: 認定農業者、六次産業化法認定者
- ・借入方式等: 極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
- ・限度額: 個人2,000万円、法人8,000万円(六次産業化法認定者はそれぞれ2倍)
- ・貸付利率: 変動金利制(1.5%(平成26年7月18日現在))

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限: 10年以内(据置3年以内)
- ・金利: 0.35~0.45%(平成26年7月18日現在)
- ・限度額: 【一般】600万円【特認】年間経営費等の3/12(6/12※)以内

※平成24年に発生した米国での干ばつの影響等により、配合飼料価格の高騰・高止まりの影響を受けた畜産業者を営む者に対する特例措置として、貸付限度額の拡充(6/12※)と併せて、無担保・無保証人での貸付を措置。

○家畜疾病経営維持資金融通事業

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・対象: 口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限: 5年(据置2年)
- ・貸付利率: 1.075%(平成26年7月18日現在)

【経営継続資金】

- ・対象: 口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
- ・償還期限: 3年(据置1年)
- ・貸付利率: 1.075%(平成26年7月18日現在)

【経営維持資金】

- ・対象: 鳥インフルエンザの発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
- ・償還期限: 3年(据置1年)
- ・貸付利率: 0.90%(平成26年7月18日現在)

※限度額については、資金メニューごとに設定

【施設等資金対策】

○スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象: 認定農業者
- ・償還期限: 25年以内(据置10年以内)
- ・金利: 借入期間に応じて0.35~0.90%(平成26年7月18日現在)
- 「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については 貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額: 個人3億円、法人10億円

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象: 農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限: 資金使途に応じて7~20年以内(据置2~7年以内)
- ・金利: 0.90%(平成26年7月18日現在)
- ・限度額: 農業を営む者 個人180万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別支援資金

①大家畜・養豚特別支援資金

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導と一体となって、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限: 【大家畜】一般: 15年(据置3年)以内
特認・経営継承: 25年(据置5年)以内
【養豚】一般: 7年(据置3年)以内
特認・経営継承: 15年以内(据置5年)
- ・金利: 0.90%(平成26年7月18日現在)以内
- ・融資枠: 500億円(平成25~29年度)

②畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格の高騰等により急速に悪化した経営に対し、負債の一括借換を行うとともに、貸付当初2年間無利子、保証への支援を強化。

- ・償還期限: 【大家畜】25年(据置5年)以内
【養豚】15年(据置5年)以内
- ・金利: 0.90%(平成26年7月18日現在)以内(貸付当初2年間無利子)
- ・融資枠: 500億円(平成25~26年度)

※養鶏農家が利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置

- ・農業経営負担軽減支援資金(民間金融機関)
- ・経営体育成強化資金(公庫資金)